



地域住民の医療・福祉を支える医療・介護従事者への支援を
国に求める意見書の提出を求める請願書

紹介議員

林 隆一

奥村規子



1. 請願の要旨

地域住民の医療・福祉を支える医療・介護従事者への支援を国に求める意見書の提出をお願いします。

2. 請願の理由

新型コロナウイルス感染症対策の第一線で従事する職場では、現在新たな陽性患者が出ていないもとでも、緊張感を持って勤務しています。今後、第2波、第3波に備えて長期に及ぶ対策が求められます。

ところが患者や利用者の減少に伴って医療機関などの経営状況が悪化しており、そのことが医療関係者の処遇悪化につながっています。たとえば県内では、外来診療やデイケアを休止した済生会有田病院では、併設する老人保健施設職員の夏季一時金が大幅に引き下げられるなど影響が出ています。医療や介護の職場では、夏季一時金は出せても年末一時金は払えるかどうか分からないという不安が募っています。

もうひとつは、医療・介護従事者への風評被害です。院内感染を出した法人では、職員が保育所や学童保育を利用することに障害が出ました。感染症受け入れ病院で働いている看護師の夫は、会社からテレワークを行うようにという指示が出ました。自宅に帰ることができず車中に泊まった看護職員あります。

私たちが来る次の波に向かって、生活や健康の心配なく闘えるように環境を整えていただきたいと切に願います。

以上の趣旨により、下記事項について、国で措置がとられるよう、地方自治法第99条にもとづき別紙案のような意見書を提出して頂きたくお願いいたします。

記

1. 医療・介護従事者の生活を支える賃金・一時金を昨年並みに確保すること。
2. 医療従事者や医療機関に対する風評被害をなくすための最善の努力をすること。
3. 国が予定する「慰労金」をすべての医療・介護労働者に支給すること。

以上

和歌山県議会

議長 岸本 健 様

2020年6月2日

和歌山市湊通丁南1丁目1の3名城ビル2階

和歌山県医療労働組合連合会

執行委員長 長谷 英史



地域住民の医療・福祉を支える医療・介護従事者への支援を求める意見書（案）

新型コロナウイルス感染症の拡大防止にこれまで国、行政、国民あげてとりくんできたところであり、全国に発せられた緊急事態宣言も解除されましたが、東京都では感染者の拡大等により「アラート」が発せられるなど、いささかも気を緩めることができない状況が続いている。

和歌山県においては、県知事のイニシアチブのもと、クラスターを抑える徹底した対策の下で大きな感染の広がりを食い止めることができている。

今後、第2、第3波に備えて長期に及ぶ対策が求められる。特に、第一線で診療活動にあたる医療従事者、高齢者サービスを支える介護従事者の皆さんが頑張っただけのよう支援することが優先されなければならない。

医療機関や介護事業所では、患者や利用者の減少により経営状況が思わしくなく、和歌山県でも、2月に感染者を出した済生会有田病院で、併設する老人保健施設職員の夏季一時金が大幅に減少するという事態がおきた。医療や介護の職場では、夏季一時金は凌げても年末一時金は乗り越えられるかどうかかわらないと関係者が心配している。また医療・介護従事者への風評被害も出ている。

政府においては第2次補正予算の中で医療機関や介護事業所への支援を拡大して頂いているが、従事する職員が後顧の憂いなく働けるように、さらなる労働環境の整備を国において推進することを求めるものです。

地方自治法 99 条に基づき、下記事項につき意見書を提出します。

記

1. 医療・介護従事者の生活を支える賃金・一時金を昨年並みに確保すること。
2. 医療従事者や医療機関に対する風評被害をなくすための最善の努力をすること。
3. 国が予定する「慰労金」をすべての医療・介護労働者に支給すること。

以上

令和2年 月 日
和歌山県議会
議長 岸本 健

提出先
内閣総理大臣
厚生労働大臣
財務大臣